

# 令和3年度第2回埼玉県少子化対策協議会議事録

日 時：令和4年1月20日（木）

14：00～15：00

方 法：Zoom

## 1 開会

## 2 挨拶

埼玉県福祉部少子化対策局長（和泉局長）

- ・ オミクロン株による感染が驚異的なスピードで拡大しており、埼玉県においても、まん延防止等重点措置が1月21日より適応されることとなった。市町村の皆様の、日々の感染防止対策等のご尽力にお礼申し上げる。
- ・ 県では、これまで市町村の皆様のご協力をいただきながら、幅広い施策に総合的に取り組んできた。
- ・ 当協議会では特定の事項に関する検討などを行う場として、ワーキンググループを開催しているが、今年度も市町村の皆様のご協力により、結婚新生活支援事業や子育て支援についてのワーキンググループ、待機児童対策協議会を開催した。
- ・ 本日は、これらワーキンググループの実施結果を報告する。皆様と共有し、議論を深め、県全体で少子化対策や子育て支援策の充実を図っていききたい。

## 3 議題等

### (1) ワーキンググループの報告 ①結婚新生活支援事業ワーキンググループの報告について

資料1-1～資料1-2について 川野辺 少子政策課企画・子育てムーブメント担当主幹から説明

- ・ 令和3年11月に結婚新生活支援事業ワーキンググループを開催した。第1部は令和3年度の参加市町村と対面で開催し、現状報告による情報共有と9月に行われた県と内閣府の令和4年度補助金に関する意見交換会の結果について報告を行った。
- ・ 参加市町から現場の対応や問題点等を報告いただき意見交換を実施した。周知・広報が課題だと感じている市町に対して、不動産業者を束ねている宅建協会への周知・依頼が効果的であるとのご意見をいただき情報を共有した。
- ・ 内閣府との意見交換では、「地域少子化対策重点推進交付金」の補助金を使いやすくするよう、補助対象の拡大や、実施要件に過度な制限や条件を付けない

ように県から要望した。

- ・ 第2部では、第1部の参加市町と、令和4年度の結婚新生活支援事業の検討を予定する市町合同で、Zoomでのワーキンググループを開催した。
- ・ 内閣府の9月末時点での概算要求内容の資料の説明、県のモデル事業に参加する予定の取組の説明、これらに関する質疑応答及び意見交換を実施した。
- ・ 令和4年度参加予定市町に対しては、既に内閣府へ提出する計画策定依頼をしているが、遺漏なく提出をお願いしたい。

(1) ワーキンググループの報告 ②子育て支援ワーキンググループの報告について  
資料1-3～資料1-6について 渡邊 少子政策課子育て環境整備担当主幹から説明

- ・ 利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うことを目的とした事業となっている。
- ・ 各市町村では子育て支援に関する多様な施設や事業体の体制整備を進めるとともに、利用者一人一人のニーズに対応したサービスを提供することが求められている。また、整備した体制を効率よく活用するためにも利用者支援事業を実施していく必要性が高まっている。
- ・ 令和3年度から国庫補助の負担割合が従来の1/3から2/3に引き上げられた。これにより、県と市町村の負担割合は1/6となった。また、「多機能型地域子育て支援の取組への加算」が新設されており、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな取組を進めるとしている。これは利用者支援事業の支援員が地域の事業所などを巡回して連携・協働の体制づくりなどを行うことを支援するものである。
- ・ 「重層的支援体制整備事業」は地域住民が抱える複雑化・複合化したニーズに対応するため児童・障害者・高齢者など利用者の属性を超えて一体的な支援を実施していく制度であり、この重層的支援体制整備事業に移行した市町村に対しては利用者支援事業の補助はこれまでの子ども・子育て支援交付金から重層的支援体制整備事業交付金で障害・高齢など他の分野と一括で交付されることとなる。
- ・ 国の令和4年度予算案では、基本型を実施する事業所が、児童福祉・母子保健などの一体的相談機関との連携というものが打ち出されており、経費を支援

する新たな加算が計上されている。こうした国の動向を見ても、様々な機関やサービスの橋渡しを担う利用者支援事業の重要性はますます高まっていくと考えている。

- ・ 11月に「利用者支援事業」をテーマとした子育て支援ワーキンググループを実施した。今年度のワーキンググループでは「基本型」に従事する職員を対象に「子育て機関との連携・役割分担」及び「児童相談所等専門機関との連携」を議題として現状・課題・先進的な取組などについて意見交換を行い、20市町村から27名に参加いただいた。参加者へのアンケートでは、日ごろ他の市町村の状況を聞ける機会が少ないので直接話を聞けるこのような機会は大変有益であったとの意見を多数いただいた。
- ・ ワーキンググループでは、少子政策課から利用者支援事業の概要についての説明を行ったほか、こども安全課から児童虐待防止対策に関する市町村の役割について説明があった。また、3市から事例発表をしていただいた。さらに、それぞれの市町村の状況や日ごろ疑問に感じていることなどについて情報交換を行い、今後の効果的事業の実施について議論するグループワークを行った。
- ・ 他市町村の状況や取組内容などを情報交換できたことは有益であったため、今後もこのような機会を設けたいと考えている。

#### (1) ワーキンググループの報告 ③待機児童対策協議会の活動報告

資料1-7について 西山 少子政策課施設整備・指導担当主幹から説明

- ・ 待機児童対策協議会は、待機児童が多いまたは増加傾向にある市町村を中心に平成30年度から構成しており、待機児童の解消に向けた各市町村の好事例について情報共有や意見交換などを行っている。今年度は12月に第1回会議をZoomで実施した。
- ・ 現在各市町村が行っている待機児童対策について県が調査し、その回答の中で主なものについて情報共有した。保育所の案内手引きに市内外の幼稚園まで掲載して幼稚園との連携を進めている自治体、オンラインで保育所の紹介動画を作成している自治体などから、実施方法等について説明をいただいた。
- ・ 待機児童対策について先進的な取り組みをされている自治体から事例発表をいただいた。幼稚園との連携が非常にうまくいっている自治体からそれぞれの事業内容と実施に至る経緯などをご説明いただいた。また、送迎保育ステーションを運営する中で、対象施設や対象児童の拡大や、時間や料金体系を変更などによって、利用者を増やした自治体から、その具体的な事業内容についてご説明をいただいた。
- ・ これからの課題である既存施設を活用した保育について大変参考になる事例で方向性を示していただけたと考えている。
- ・ 協議会委員について、現在は23市町村がメンバーとなっている。メンバー以

外の市町村も、希望があればオブザーバーとして協議会への参加を受け付けているため、議題に関心がある場合は、ぜひご参加をいただきたい。好事例があれば広く全県で情報共有させていただきたい。

- ・ 待機児童が発生している市町村においては、引き続き受入枠の拡大を進めていく必要があるが、今後は保育所の新設だけを進めていくことは現実的ではないと考えている。既存施設の利用という観点から、幼稚園との連携推進による空き教室活用、あるいは送迎保育の実施などを進めることが考えられる。そのためにも、地域性や待機児童数の状況が似た自治体同士で、地域の実情に応じた成功事例、あるいは情報を共有することが、今後もますます重要となるため、御協力をお願いしたい。

## (2) 地域子供の未来応援交付金要綱等の一部改正について

資料2について 熊谷 少子政策課こどもの未来応援担当主幹から説明

- ・ 12月に、内閣府の「地域子供の未来応援交付金の要綱」が改正され、「つながりの場づくり緊急支援事業の制度」が拡充された。また「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」が新設された。
- ・ 「つながりの場づくり緊急支援事業」は、これまで自治体が自ら子供の居場所づくりを行う場合、又はNPO等に委託して実施する場合に限られていたが、新たにNPO等を補助して実施する場合も対象となることとなった。これまでと同様に補助率は3/4で、補助基準額は1事業あたり125万円となっている。
- ・ 新設された、「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」は、自治体と新たに連携したNPO等による子供の居場所づくりの委託事業が対象となっている。補助率は、国10/10で市町村の負担はなく、補助基準額は1事業あたり125万円となっている。
- ・ 本交付金は、孤独・孤立対策の観点もあり、その予算額が前年度から大幅に増額されている。また、子供の居場所づくりのために、制度拡充や10/10の事業の創設なども含まれている。各市町村においては、本交付金を積極的に活用していただき、子供の居場所づくりの推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

### 【質疑応答】

#### 3 議題等(1)「ワーキンググループの報告 ①結婚新生活支援事業ワーキンググループの報告について」関係

幸手市: ワーキンググループの際に配布された内閣府の資料は、9月末時点であったが、内閣府から新たな情報提供や内容の変更があれば教えていただきたい。

事務局： 9月末時点から変更されている内容が3点ある。1点目は、補助対象について、以前はWiFiルーターの設置費と家具家電の購入費が入っていたが削除され、新しくリフォーム費用が追加された。2点目は、一般コースの補助上限額について、夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯あたり60万円となる項目が入っていたが削除され、1世帯あたり30万円となった。3点目は、前年度補助上限未達の支給世帯の継続補助制度が追加された。

### 3 議題等(2)「地域子供の未来応援交付金要綱等の一部改正について」関係

入間市： 今年度もこの交付金を活用して、委託事業でつながりの場づくり緊急事業を行っているが、来年度も同じ事業で継続して申請することは可能か。

事務局： 継続して2年までは申請できる。この事業は緊急支援事業という形で拡充されているため、来年度の申請は可能かと思われるが、再来年度以降は状況がわからない。実施を検討される場合はご連絡いただきたい。

入間市： 令和4年度も市の負担分をコロナの臨時特例交付金で充てることができるのか。

事務局： 令和4年度以降は、不可である。

## 4 閉会